



令和3年度 玉掛け技能講習 開催のご案内

就業制限業務

クレーン、移動式クレーンの玉掛け業務は、「一定の資格を有する者でなければ、その業務に就かせてはならない」と関係法令《労働安全衛生法 第61条、同法施行令 第20条》で定められています。

(一社)日本クレーン協会岐阜支部では岐阜労働局長の登録教習機関として、この資格を取得することができる『玉掛け技能講習』を次の要領により開催しますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

講習期日・会場

〈定員 20名〉

	期 日	会 場
1日目	学 科 11月 24 日 (水)	多治見美濃焼卸センター 多治見市旭ヶ丘 10-6-33 ☎ 0572-27-7111
2日目	学 科 11月 25 日 (木)	
3日目	実 技 11月 30 日 (火)	岐阜クレーン教習所 瑞穂市牛牧 671-1 ☎ 058-322-5820

※ クレーン教習所のナビ設定：ローソン瑞穂牛牧北店 ☎058-326-6979 の東側

講習会費

(免除科目の詳細につきましては、申込書をご確認ください。)

	免除科目なし	免除あり(1科目)	免除あり(2科目)
1名につき	23,000 円	22,000 円	21,000 円

※ クレーン協会岐阜支部会員の方は、講習会費のうち500円を補助いたします。

講習科目・時間

	時 間	法定時間	休憩時間等	科 目
第1日目	8:30~8:40	—	—	オリエンテーション
	8:40~9:40	1 時間	—	クレーン等に関する知識
	9:40~17:15	6時間	休憩時間 50 分 昼食時間 45 分	クレーン等の玉掛けの方法
第2日目	8:30~8:40	—	—	オリエンテーション
	8:40~12:00	3 時間	休憩時間 20 分	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識
	12:00~12:45	—	昼食時間 45 分	—
	12:45~15:05	1 時間	休憩時間 20 分	クレーン等の玉掛けの方法
		1 時間		関係法令
15:05~16:05	—	1 時間	玉掛けの学科試験	
第3日目	8:30~16:35	1 時間	昼食休憩等65分	クレーン等の運転のための合図
		6 時間		クレーン等の玉掛け
	16:35~	—	—	玉掛けの実技試験

※ 都合により講習時間を一部変更する場合があります。

お申込みの方法

- 1 申込手続きをする（講習開始日の10日前までにお申込みください。）
 - ・ 事前にお電話にて申込状況をご確認のうえお申込みください。
 - ※ 定員になりましたら受付を締切ります。
 - ・ 申込書に必要事項をご記載のうえ、FAX後【必要書類】を添え郵送にてお送りいただくか、窓口へお持ちください。
 - ・ 免除科目申請をする場合は、保有資格証のコピーを必ず添付してください。

【必要書類】

1. 証明写真（30mm×24mm）
 - 裏面に氏名を記入のうえ、申込書に貼り付けてください。
 - ※ 無背景・無帽子・胸上で6ヶ月以内に撮影したもので、顔が明確に判別できるもの。（色眼鏡不可）
2. 資格証の写し（免除科目申請をされる方）
 - ※ 免除申請者は免除科目時間退席可となります。受講票にて確認ください。
3. 申し込み内容の変更・取消しについて
 - ・ お申込み内容の変更は、1回限りとします。
 - ・ 講習初日の3営業日前以降の取消しは、講習会費の払戻しは致しません。
- 2 講習会費の納入方法
 - ・ 講習開始日の10日前までに納入してください。
 - ・ 窓口で納入するか、現金書留又は、銀行振込で納入してください。（小切手不可）

【振込口座】

東濃信用金庫 本店（普通預金）1219555
東濃労働基準協会

振込手数料は、振込者ご負担でお願いします。

- 3 受講票の確認
 - ・ 申込書、必要書類を提出いただきましたら書類の確認後、受講票をお送りします。
 - ・ 受講票に必要事項をご記入いただき講習日にご持参ください。
- 4 講習当日
 - ・ 受講票の開催日時10分前までに、受講票に記載された持ち物をご持参のうえお越しください。
 - ・ 修了証は当日発行します。（受領確認のため、捺印をお願いしますので印鑑をご持参ください。）
 - ・ 当支部発行の資格証（修了証）をお持ちの方は、ご持参いただき返納してください。
 - ※ 遅刻の場合は受講できません。

主 催

一般社団法人



日本クレーン協会 岐阜支部
岐阜クレーン教習所

〒 501-0234 岐阜県瑞穂市牛牧671-1
TEL 058-322-5820
FAX 058-322-5821
<http://crane-gifu.sakura.ne.jp>

受講申込み送付先

東濃労働基準協会

〒 509-5127 岐阜県土岐市土岐ヶ丘2丁目12-1
TEL 0572-56-1988
FAX 0572-56-2002

【受付時間：9:00～16:00】 但し、土曜日・日曜日・祝祭日を除く

免除科目一覧(技能講習のみ)

- ・ 免除申請された科目に応じて講習会費の一部を免除します。
- ・ 講習名と所有資格を確認して、免除科目を選択してください。

講習名	一部免除を受けることができる者	免除科目
玉掛け技能講習 ※平成18年3月以前に取得した者	1.クレーン・デリック運転士免許取得者 2.移動式クレーン運転士免許取得者 3.床上操作式クレーン運転技能講習修了者 4.小型移動式クレーン運転技能講習修了者 5.(旧)クレーン運転士免許・デリック運転士免許取得者 ※ 6.揚貨装置運転士免許取得者	力学・合図
	特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリックの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者(下記の合図免除証明が必要)	合図
併合講習 (玉掛け技能講習とクレーン運転業務特別教育)	1.移動式クレーン運転士免許取得者 2.小型移動式クレーン運転技能講習修了者 3.揚貨装置運転士免許取得者	力学・合図
	特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、移動式クレーン、デリックの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者(下記の合図免除証明が必要)	合図
床上操作式クレーン運転技能講習 ※平成18年3月以前に取得した者	1.玉掛け技能講習修了者 2.移動式クレーン運転士免許取得者 3.小型移動式クレーン運転技能講習修了者 4.揚貨装置運転士免許取得者 5.(旧)デリック運転士免許取得者 ※	力学・合図
	特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリック、玉掛けの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者(下記の合図免除証明が必要)	合図
小型移動式クレーン運転技能講習 ※平成18年3月以前に取得した者	1.クレーン・デリック運転士免許取得者 2.床上操作式クレーン運転技能講習修了者 3.玉掛け技能講習修了者 4.揚貨装置運転士免許取得者 5.(旧)クレーン運転士免許・デリック運転士免許取得者 ※	力学・合図
	1.建設機械施工技術検定1級合格者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法もしくは、基礎工事中建設機械操作施工法を選択した者、又は2級の技術検定で第2種もしくは第6種の種類に合格した者 2.車両系建設機械(基礎工事中)運転技能講習修了者	原動機及び電気
	特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリック、玉掛けの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者(下記の合図免除証明が必要)	合図

合図免除申請書

技能講習の合図免除申請については、クレーン特別教育等の資格取得後、6ヶ月以上当該業務に従事していることの実務経験証明書が必要です。

この枠内に、修了証のコピーを貼付け、以下に署名捺印のうえ申込書とあわせて提出してください。

特別教育資格証のコピーを貼付けてください。

上記、講習申込み者の「特別教育修了証」(写し)は、原本に相違ないことを証明します。

講習申込み者は当事業所でクレーン等の運転の業務に6ヶ月以上従事したことを証明します。

実務経験証明日：令和

年

月

日

会社印

事業者印

所在地

会社名

事業者氏名